

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等（平成16年岩手県告示第134号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 申請及び請求の時期及び方法</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 申請及び請求の方法</p> <p>ア 経営規模等評価の申請をしようとする者又は総合評定値の請求をしようとする者（以下「申請者等」という。）は、次によりあらかじめ郵便往復はがきを送付すること。郵便往復はがきの到着後、申請日時、場所等を指定した申請日時等指定票を送付する。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 郵便往復はがきは、<u>別表の左欄に掲げる業者について、同表の中欄に掲げる主たる営業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる送付先（以下「別表の送付先等」という。）</u>に送付するものとする。</p> <p>イ [略]</p> <p>3 再審査</p> <p>(1) 法第27条の28及び省令第20条第2項に規定する再審査を申し立てる場合は、<u>別表の送付先等</u>に提出すること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>1 申請及び請求の時期及び方法</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 申請及び請求の方法</p> <p>ア 経営規模等評価の申請をしようとする者又は総合評定値の請求をしようとする者（以下「申請者等」という。）は、次によりあらかじめ郵便往復はがきを送付すること。郵便往復はがきの到着後、申請日時、場所等を指定した申請日時等指定票を送付する。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 郵便往復はがきは、<u>岩手県知事許可業者にあつては主たる営業所の所在地を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センター（遠野土木センターの所管区域にあつては花巻土木センター、千厩土木センターの所管区域にあつては一関土木センター）、国土交通大臣許可業者（県内に主たる営業所を有するものに限る。）</u>にあつては岩手県県土整備部建設技術振興課に送付するものとする。</p> <p>イ [略]</p> <p>3 再審査</p> <p>(1) 法第27条の28及び省令第20条第2項に規定する再審査を申し立てる場合は、<u>1(2)ア(ウ)の送付先と同じ場所</u>に提出すること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別表を削る。